

仕 様 書

1 委託業務名称

元離宮二条城における案内サイン計画策定等業務

2 履行期間

契約締結の日から平成28年9月30日（金）まで

ただし、二之丸御殿内に設置する多言語看板に係る発注仕様書案については、8月26日（金）までの履行期間とする

3 委託料上限額

金12,000,000円（税込）

4 委託費の支払い条件

履行確認後、支払い

5 委託業務内容

(1) 元離宮二条城におけるサイン計画の策定

敷地内、御殿内に設置するサインのデザインコンセプト、配置計画（動線計画を含む）を含んだものとする。

(2) 元離宮二条城に設置する多言語看板に係る発注仕様書案の作成

敷地内に設置する全てのサインに関する発注仕様書案（サインの作成及び設置は、委託料約3,000万円の見込みで別発注を予定）を作成すること。

なお、仕様書案の様式は不問とするが、以下の事項は必ず記載すること

① 設置箇所

サイン設置予定箇所について、二条城の敷地図または二の丸御殿平面図に丸数字をプロットするとともに、その数字と一致するよう、仕様書案中ではナンバリングを行うこととする。

原則、現状で配置している全てのサイン（別紙参照）は、デザインや文案の見直しを行ったうえで再配置するとともに、必要に応じてサイン箇所の追加、配置見直しをすることとする。

なお、城外外周四隅の案内サイン新設（4箇所）、城内防犯カメラ設置注意喚起サイン（別途指示する20箇所）の増設は必須とする。

② 各サインの現状の写真

記載されている文章が読み取れる程度の解像度のものとする。

③ 形状・寸法・素材・デザイン・設置方法

屋外サインにおいては、その立面・断面・基礎の形状も、詳細資料として合わせて提出すること。そのうち、特に表示面積の大きいものや来城者がもたれかかるなど接触が懸念されるサインについては、別途、構造計算の結果を求めることがある。

④ 文案

各サインは、日本語と併せて、英語、中国語（簡体字、繁体字両方）、韓国語、フランス語、スペイン語を併記するため、それぞれの翻訳文案（歴史的、文化的背景の知識が無い外国人観光客にも理解できるよう、日本語文案をアレンジすること）を作成すること。なお、サイン毎に併記する言語については、京都市において決定し、8月上旬頃に指示するため、仕様に反映させること。

6 制作・設置の条件

- (1) 世界遺産二条城の歴史的経過・文化的価値を十分に理解のうえ、必要な情報を掲載すること。
- (2) 解説文案、案内文案については、外国人観光客等にも理解が可能で、二条城の歴史が体系的に理解できるよう工夫を凝らし、かつ、歴史や城郭の愛好者にとっても、読み応えのある内容であること。
- (3) 写真、イラスト等を散りばめるなどして、見る者を飽きさせない工夫を凝らすこと。
- (4) 元離宮二条城の品格が感じられ、全体として統一感のある素材・意匠であること。
- (5) サインデザイン・解説文案等については、本市及び本市と協議のうえ決定する有識者等と十分に協議のうえ、決定すること。

なお、本市が求める場合、本市の附属機関等（京都市元離宮二条城保存整備委員会、二条城の価値を活かし未来を創造する会を想定）の会議に出席し、本業務の検討状況について説明を行うとともに、会議で出された意見を検討に反映させること。

（想定する有識者）

- ・ 元離宮二条城事務所特別顧問
- ・ 二条城の価値を活かし未来を創造する会委員
- ・ 京都市元離宮二条城保存整備委員会委員

- (6) サイン設置の具体的な方法については、本市（元離宮二条城事務所及び文化財保護課）と十分に協議を行うこと。

原則として、文化財建造物や工作物へのサイン設置には、釘等による固定方法は禁止とし、屋外サインに必要な基礎の敷設についても、城内全域が国指定史跡であるため、必要最小限となるよう検討すること。

7 打合せの回数・時期（見込）

- (1) 配置計画 3回以上（平成28年8月中旬までに1回、9月下旬までに2回）
- (2) デザイン・文案 3回以上（同年8月中旬までに1回、9月下旬までに2回）

※ 配置計画、デザイン・文案の打合せについては、同時に行ってよいものとする。

8 納品方法

成果物については、サイン計画、デザインの電子データ（イラストレーターデータ及びPDF形式）及びプリントしたもの（A3、1部）を元離宮二条城事務所（京都府京都市中京区二条城町541）へ提出する。

9 その他

- (1) サインの著作権は京都市に帰属するものとする。受託者が撮影した写真の著作権は受託者に属し、京都市は、広報物の増刷及びインターネット発信に関する二次使用権を有する。ただし、受託者が撮影した写真を他の目的に使用する場合は、事前に京都市から文書による承諾を得るものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、京都市と協議し、その決定に従うものとする。